

令和7年8月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 鹿沼観光バス（法人番号：9060002019941） 代表者 増淵 孝一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県鹿沼市西茂呂4-13-17 (本社営業所) 栃木県鹿沼市茂呂45-7
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	令和7年3月17日及び令和7年3月18日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運行に関する状況把握体制の整備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条の2)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)点呼の記録保存義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(5)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年8月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	大谷商事有限会社（法人番号：1013102007563） 代表者 大谷 由紀子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都西多摩郡檜原村3414 (本社営業所) 東京都西多摩郡檜原村3414
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月27日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年8月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社東松山交通（法人番号：6030002096210） 代表者 齋藤 隆行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 埼玉県東松山市本町2-2-36 （本社営業所） 埼玉県東松山市本町2-2-36
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和7年8月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社あおば交通（法人番号：3070001002176） 代表者 高嶺 寧規
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県前橋市下石倉町27-2 (前橋営業所) 群馬県前橋市下石倉町27-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第69条
(6) 違反行為の概要	令和7年6月4日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)書類の適切管理義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第69条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)